

堺市健康寿命延伸産業創出コンソーシアム運営支援業務 審査基準及び配点表

1. 評価・採点項目

	評価項目	配点	評価点	
(1)	堺市健康寿命延伸産業創出コンソーシアム運営支援業務に関する提案	60		点
①	他市・他団体の事例や、会員企業や大学等のニーズ・シーズを踏まえ、適切かつ具体的なテーマ設定がなされているか。	15	大変優れている	15点
			優れている	11点
			普通である	7点
			やや劣っている	3点
			劣っている	0点
②	優れたプロジェクトの創出が期待できる手法の詳細や、活用すべきネットワーク等がきちんと提案されているか。	25	大変優れている	25点
			優れている	18点
			普通である	12点
			やや劣っている	6点
			劣っている	0点
③	全国の企業・大学等に向けた情報発信について、コンソーシアムの取組を紹介し、産業創出に向けた機運を醸成するための効果的な提案ができていないか。また、効果的な広報手法が提案できていないか。	20	大変優れている	20点
			優れている	14点
			普通である	10点
			やや劣っている	6点
			劣っている	0点
(2)	業務の実施体制・実施行程	10		点
①	スタッフの配置など業務遂行に十分な体制が整えられているか。受託後の業務の進め方やスケジュールが適切に計画され、本業務を完遂できるものと判断できるか。	10	大変優れている	10点
			優れている	7点
			普通である	5点
			やや劣っている	3点
			劣っている	0点
(3)	業務実績	10		点
①	同類業務に関する実績、本業務を遂行するノウハウ、技術力等を豊富に有しているか。	10	大変優れている	10点
			優れている	7点
			普通である	5点
			やや劣っている	3点
			劣っている	0点
(4)	コスト	20		点
①	提案価格	20	※価格点=20点×最低見積価格/見積価格(小数点第2位以下は切り捨てる)	
	評価合計	100		点

※小数点第2位以下は切り捨て

2. 審査方法

- (1) 各委員は、評価点数を事業者ごとに集計し、例えば6事業者から提案があった場合、評価合計点数の高い順に1位～6位の順位をつける。なお、評価合計点数が同点数の場合はどちらも同順位とする。
- (2) 順位によって、1位を6点、2位を5点、3位を4点、4位を3点、5位を2点、6位を1点として順位点とする。各委員の順位点を事業者ごとに集計し、最も高い順位点合計点となった事業者を選定する。
- (3) 順位点合計点が同点となった場合は、各委員の評価合計点数を事業者ごとに集計し、最も高い評価合計点数となった事業者を選定する。なお最も高い評価合計点数も同じ場合は、委員全員の択一投票によって決定する。
- (4) 応募数が1者の場合は、委員の過半数が評価合計点数60点を満たしている場合に限り、当該事業者を選定する。
- (5) 評価項目の「提案価格」欄に記載の「見積価格」については、総価契約分と単価契約分(単価に予定数量を乗じた金額)の合計額とする。